

## 第 1 5 災害危険地域の災害予防に関する資料

### 資料 1 5 - 1 秋田市災害危険区域に関する条例

平成16年11月15日

条例第110号

#### 〔趣 旨〕

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条第1項の規定による災害危険区域の指定および同条第2項の規定による建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 〔災害危険区域〕

第 2 条 法第39条第1項の規定により災害危険区域として指定する区域は、土石流その他の災害による危険が特に著しい区域として、秋田市河辺神内字振作の区域内で市長が指定する区域とする。

2. 市長は、前項の規定により災害危険区域を指定したときは、その区域を告示するものとする。

#### 〔建築の制限〕

第 3 条 前条の災害危険区域においては、住居の用に供する建築物は、建築してはならない。

#### 〔委任〕

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成17年1月11日から施行する。